

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

(新設)

		資料番号	4-7	担当課	長寿介護課
法令名	介護保険法施行令	根拠条項	第37条の8	不利益処分の種類	指定調査機関に対する改善命令

○介護保険法施行令（平成10年政令第412号）

（改善命令）

第37条の8 都道府県知事は、指定調査機関が第37条の3第2号から第4号までのいずれかに該当するに至ったと認めるときは、指定調査機関に対し、調査事務の運営を改善するために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

（指定調査機関の指定の基準）

第37条の3 都道府県知事は、指定調査機関（法第115条の36第1項に規定する指定調査機関をいう。以下同じ。）の指定の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その指定をしてはならない。この場合において、指定に関して必要な手続は、厚生労働省令で定める。

- 二 申請者が、調査事務（法第115条の36第1項に規定する調査事務をいう。以下同じ。）を公正かつ適確に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力を有するものとして厚生労働省令で定める基準に適合していないとき。
- 三 申請者の役員又は法人の種類に応じて厚生労働省令で定める構成員若しくは職員の構成が調査事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 前号に定めるもののほか、申請者が、調査事務が不公正になるおそれがないものとして厚生労働省令で定める基準に適合していないとき。

○介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

（指定調査機関の指定の基準）

第140条の50 令第37条の3第2号に規定する厚生労働省令で定める基準は、職員、設備、調査事務の実施の方法その他の調査事務の実施に関する計画が、調査事務の公正かつ適確な実施のために適切なものであることとする。

2 令第37条の3第3号に規定する厚生労働省令で定める構成員は、次に掲げる法人の種類に応じ、当該各号に定める者とする。

- 一 一般社団法人又は一般財団法人 社員
- 二 合名会社、合資会社又は合同会社 社員
- 三 株式会社 株主
- 四 その他の法人 当該法人の種類に応じて前3号に定める者に類するもの

3 令第37条の3第4号に規定する厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 指定を受けようとする者が調査を行おうとする介護サービスを自ら提供していないこと。
- 二 調査事務に関する事業に係る経理は、他の事業の経理と区分して行うものであること。
- 三 前2号に掲げるほか、指定を受けようとする者の行う他の事業が調査事務の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。